令和７年第７回

安芸高田市農業委員会総会

議　事　録

令和７年７月２２日（火）

安芸高田市農業委員会

総　会　出　席　簿

【開 催 年 月 日】　　令和７年７月２２日（火）

【時間及び場所】　　午後１時３０分より　安芸高田市役所　会議室２２１

日程第　１　　議事録署名委員の指名について

日程第　２　　報告第　８号　　取消願について

日程第　３　　議案第４０号　　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第　４　　議案第４１号　　農地法第４条の規定による許可申請について

日程第　５　　議案第４２号　　農地法第５条の規定による許可申請について

日程第　６　　議案第４３号　　非農地通知の発出について

日程第　７　　議案第４４号　　農用地利用集積等促進計画の諮問について

議席	氏　名	印	議席	氏　名	印	議席	氏　名	印
１	光永　直義	○	５	藤原　憲司	○	９	仁伍　雅史	○
２	秋國　満	○	６	山本　英次	○	１０	田中　秀之	○
３	水重　克幸	○	７	津田　泰成	○	１１	境江　芳暢	欠
４	見坂トシ子	○	８	黒瀬　忠司	○	１２	高松　忠夫	○

事務局　出席　稲田　圭介　事務局長

武部　弘典　係長

中村　貴啓　専門員

総会開始　　午後１時３０分

総会時間　　５０分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後１時３０分　開会

○田中会長

ただいまより令和７年第７回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の総会に、１１番　境江委員さんが欠席という連絡が入っております。従いまして、現在１１名でございます。定数に達しておりますので、これより令和７年第７回安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいておる通りでございます。よろしくお願いいたします。

日程第１　議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第１３条第２項の規定により議長において行います。８番　黒瀬委員さん、９番　仁伍委員さん、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２　報告第８号　取消願についての報告を求めます。事務局から報告をお願いいたします。

（事務局朗読報告）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号４号について、３番　水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

３番　水重です。４号について報告いたします。この案件は２月の総会において審議いただいたものです。届出人は、進入路及び駐車場として利用する計画でしたが、計画の変更により家庭菜園とするものです。別図の４０－４６をご覧いただけばいいと思いますが、申請地については後ほど３条申請においてご報告いたします。以上です。

○田中会長

ありがとうございます。この案件につきまして、ご質疑はありませんか？質疑がないようですので、以上で取消願についての報告を終わります。

日程第３　議案第４０号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号４０号から４３号まで、４番　見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

４番　見坂です。受付番号４０から４３号について報告いたします。７月１０日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。

まず４０号について報告します。申請地は吉田町●●●●にある１枚の農地、畑です。図面番号４０－４０をご覧ください。●●●●●●の信号を●●●●●●●を●●●●●●に進み、●●●●●●の●●●●●がありません。その隣りにこの申請地があります。譲渡人は相続で取得したのですが、県外に居住されており、耕作困難であるため、この申請地の隣りにあるのが実家なのですが、そこに隣接する●●●●に所有権移転を行うものであります。譲受人は他の農地も譲り受けて耕作されているので、これからも耕作されていかれるので、何ら問題のない事を確認いたしました。

次に４１号について報告します。申請地は吉田町●●●●●にある、２枚の農地です。図面番号４０－４１をご覧ください。大きな地図があって、この真ん中にあるのが、●●●●●です。下に下がると●●●●の方に行きます。右へ上向きに道路があるんですが、これが●●●へ向いての道路です。この申請地は、この下の川のほとりです。川に沿って行った所にこの申請地があります。譲渡人は相続で取得したのでありますが、県外に居住されており耕作困難であるため、現在耕作されている譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人はこれからも家庭菜園として耕作されていかれるので、何ら支障がない事から問題ない事を確認いたしました。この申請地の上に譲受人の居住するお家があります。その前にある申請地をこれから耕作されていかれるので問題ないです。

次に４２号について報告します。申請地は吉田町●●にある１枚の農地です。図面番号４０－４２をご覧ください。場所は●●●●●●●から５０ｍ進んだ所の、●●●●●●の所に、●●●●●●へ進む道があります。その道を１００ｍぐらい進んだ所を左に入ります。そこから１００ｍぐらい進んだ所の右手上にこの申請地があります。譲渡人は高齢で耕作が困難で、耕作されていないこの農地を、このたび近隣に居住する譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人は申請地を譲り受け、果樹栽培を行うものです。これからは必要な農作業に常時従事していかれるので、問題ないと思われます。

次に４３号について報告します。申請地は吉田町●●●●にある５枚の農地です。図面番号４０－４３をご覧ください。山の中なんですが、●●へ行く途中に２手に分かれる所があるんですが、それを右の方へ進みまして、４番目ぐらいにある所が申請地になります。譲渡人は、意欲をもって住居と農地を購入したのですが、他の仕事が忙しく、申請地の農地の耕作が困難となり耕作放棄地になっているので、この度この申請地を譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人は農業経験は浅いのですが、申請地及び住宅を取得し、移り住むことにより果樹栽培などの農作業に従事しようとする意志があることから、問題ない事を確認しました。
詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、４０から４３号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号４４号から４６号まで、３番　水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

３番　水重です。受付番号４４、４５、４６号について報告いたします。７月１０日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしております。

まず４４号ですが、図面の４０－４４をご覧いただきたいと思います。申請地は●●●●●●●の北東で、●●●の北にあります。今回、住居に隣接する申請地を譲り受けて、家庭菜園として利用する、田２３６㎡の所有権移転の申請です。周辺は耕作されていない農地に囲まれており、周辺に及ぼす影響また支障はない事を確認いたしております。

次に４５号です。別図の４０－４５をご覧いただきたいと思います。申請地の右の道を上方向に５００m進むと●●●●●●に、下方向に５００m進むと●●●●●●にでます。申請地は現在譲受人が水稲を作付けしております。譲渡人は遠方に居住しており、耕作また管理が困難な事により、今回経営規模拡大を希望する譲受人に所有権を移転する申請です。引き続いての利用であり、何ら支障はないものと確認しております。

次に４６号です。別図の４０－４６をご覧ください。譲受人は●●が住んでいた住居を譲り受け、移住する計画で、隣接する申請地を家庭菜園とするものです。現在耕作をされておりませんが、周辺への影響また支障はない事を確認いたしました。

以上で４４、４５、４６についての報告を終わります。詳細については別添の調査書をご覧ください。

○田中会長

ありがとうございます。次に受付番号４７号について、５番　藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

５番　藤原です。それでは４７号について説明いたします。現地の確認は、７月１０日に、農業委員、農業推進委員、事務局にて確認しております。現地につきましては、地図の４０－４７なんですけど、八千代町の●●のだいたい●●●●●になるんですけども、●●●●●●から●●●●●に約１５０m弱山寄せの方に行った所にあります。住宅に囲まれた農地になります。譲渡人の●●●●は●●●●と同じ行政区に実家がありまして、そういうことでこの土地を譲り受けたと思いますけど。その後７、８年は●●●●が耕しながら産直とかに出荷して、熱心にされておられます。この●●●●●●●●もなかなか一緒にやられており、茄子とかを上手に作られております。引き続いて農業をしたいという事で。●●●●の方も譲りたいとい

うことで話しがまとまりまして、いい事じゃないかと思います。特に問題はございません。

○田中会長

ありがとうございます。次に受付番号４８、４９号の２件について、１０番　田中が報告申し上げます。

去る７月１１日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認及び調査をいたしました。その詳細についての報告を申し上げます。まず４８号についてですが、この案件につきましては、譲渡人は●●在住でございまして、農地の管理が困難なため、これまでも譲受人である●●●に預けて、耕作をしていただいておるという事で、現況、●●●が耕作をしております。遠方のため、耕作、管理ができないという事で●●●に譲渡をする申請でございます。場所でございますが、別添の４０－４８をご覧いただきたいと思います。この申請地は３筆ございますが、高宮町●●●でございます。●●●といいますと●●●●というのがございますが、その●●への入り口から２００ｍぐらい入った所でございます。今後もこの田んぼについては、耕作をしていくという事でございますので、特段なる問題は発生をしないと確認をいたしました。

次に受付番号４９号でございますが、この案件につきましては、●●●●から車で２～３分といった場所にございます。●●●は、高齢でございますし、今後耕作ができないという事から、困っておられたという事でございますが、遠い親戚関係にあたります●●●が、これを譲り受け、今後耕作管理をしていきたいという事です。現在もすでに管理をされているわけですが、今後も引き続き耕作管理をされるという事ですので、特段なる問題は発生しないというように確認をいたしました。以上で報告を終わります。

続きまして、受付番号５０号について、９番　仁伍委員お願いいたします。

○仁伍委員

９番　仁伍です。受付番号５０号について報告します。７月１１日、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をしました。図面番号４０－５０をご覧ください。場所は●●●●●●●●●のあった場所から、●●●●へ５００m進んだ辺りになります。申請地は現在は防草シートが貼られております。譲渡人は遠方に居住しているため、耕作することができず、譲受人に譲渡することにしました。譲受人は申請地の近くに居住しており、譲り受けて家庭菜園として利用するそうですので、遊休農地が解消することは周辺環境に対してもよい事なので、許可妥当と見てきました。尚、詳しくは調査書をご覧ください。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号５１号について、１２番　高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

１２番　高松です。受付番号５１番について報告いたします。７月１３日、農業委員会事務局、農業委員、推進委員にて現地の確認、調査をいたしました。図面番号４０－５１をご覧ください。申請地は、●●●●から●●●●●●を●●●●に３ｋｍ程度走り、右手に入り、約１ｋｍ行った所の、向原町●●●●で、畑１０９㎡です。譲受人の●●●●宅の入口に申請地があります。譲渡人の●●●●は●●●在住で、耕作は困難であり、申請地は譲受人の家の入口でもあり、周辺の田畑に対しての悪影響がない事を確認いたしました。譲受人は所有権移転後も畑として利用すると聞いております。詳しい内容は別紙調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第４０号　農地法第３条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第４０号　農地法第３条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

日程第４　議案第４１号　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号１５号、１６号の２件について、４番　見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

受付番号１５、１６号について報告します。７月１０日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は、吉田町●●●●●にある２枚の農地です。図面番号４１－１５、１６をご覧ください。先ほどと同じ●●●●●●の信号から、●●●●●を●●●●●●に進み、●●●●●●●●●の手前５０ｍの右手上に、申請人の実家があります。相続の手続きをしていたら、申請人の実家に隣接する筆にはすでに墓地が建てられており、亡き父が無許

可で建てられている事が判明し、現況に合わせるために始末書を添付し、申請されました。周辺農地には影響もなく、やむを得ないと確認しました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、１５、１６号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号１７号について、５番　藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

５番　藤原です。１７号について報告いたします。場所は、八千代町の●●という場所でして、●●●●●●がはじまる所から山側の方に少し入った所になります。申請人の父が●●●●の会社を立ち上げまして、その時に自分の田んぼに物置や車庫を作って営業をしていたところなんです。父が亡くなって、申請人が相続で引き継いだわけですが、転用許可を得ていないことが発覚したようです。３０年以上前から、現在の状態になっておりまして、周辺の農地に関係なく、ほぼ宅地の中に入り込んでいるという状態です。今回、現況に合わせるという事で、始末書を添付し申請されました。やむを得ない事だと思います。特に問題はなかろうと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第４１号　農地法第４条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第４１号　農地法第４条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第５　議案第４２号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○田中会長

続きまして担当委員さんの調査報告を行います。受付番号３２から３３号まで、４番　見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

４番　見坂です。受付番号３２、３３号について報告します。７月１０日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認しました。

まず３２号について報告します。申請地は吉田町●●にある５枚の農地です。図面番号４２－３２をご覧ください。場所は●●●●●●●の前の道路を進んだ所の右手に、●●●●に通じる大きな道があります。その角にこの申請地があります。譲受人が運営する●●●●●及び●●●●●の建物の老朽化が進んでおり、土砂災害警戒区域に建築されており、●●●●●●でも好ましくないため、場所を移転するため申請地を取得し、●●●●●●●●●整備しようとするものであります。譲受人は他に適当な土地を所有しておらず、周辺農地に影響ない事からやむを得ないと認められます。譲渡人も高齢になり、農作業が困難になってきており、譲り渡すものであります。

次に３３号について報告します。申請地は吉田町●●にある３枚の農地です。図面番号４２－３３をご覧ください。場所は●●●●●●の●●●●●●●を●●●●に進み、次にある点滅信号から１００m進んだ所の左の道を、山方向へ５０m進んだ所にこの申請地があります。譲渡人は●●に居住しており、高齢でもあり、耕作管理が困難で、現在申請地は耕作されておらず耕作放棄された農地になっています。この度、譲受人はこの申請地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置することにしました。本申請に至った事は、やむを得ないものと認められ、周辺農地に影響が生じることは認められない事を確認いたしました。以上、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、３２、３３についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号３４、３５について、３番　水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

３番　水重です。受付番号３４、３５号について報告いたします。７月１０日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしております。

まず３４号です。別図の４２－３４をご覧いただきたいと思います。左上にあるのが●●●●●です。その下にあるのが●●●●●であります。その南５０mの所に申請地があります。申請人は親子の関係にあり、今回、●●●●に居住している子供さんが、親の住居の隣接地に住居を新築するものです。周辺農地はほぼ申請人の所有地であり、水路も含め、何ら支障がなく、やむを得ない事を確認いたしました。

次に３５号です。別図の４２－３５をご覧いただきたいと思います。申請地は先ほどの３条申請の地に隣接する畑９７㎡でございます。先ほどの取消願いの件と関係しますが、工事業者

が誤って造成工事をしました。周辺農地等に影響はなく、また始末書を添付しての申請であり、許可はやむを得ないものと確認をいたしております。以上で報告を終わります。詳細については別添の調査書をご覧いただきたいと思います。

○田中会長

ありがとうございました。次に３６、３７号について、５番　藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

５番　藤原です。それでは３６号、３７号について報告いたします。７月１０日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。

最初に３６号ですが、場所は●●●●●の境ぐらいになるのですが、●●●●に向かって左手の山手に向かって、山の麓のほうです。譲渡人は相続で土地を取得されましたが、現地を確認したところ、雑草が生い茂って、登記地目は田になっておりますけど、ほとんど原野みたいな形になっています。周りも耕作放棄地ばかりです。今回、ここに太陽光をやりたいという話しがあって、譲るという事になったようです。周辺につきましては、そこを通っている水路もありませんし、何十年も放っておかれているような場所ですし、周辺に農地もない事から特に問題はないと思います。これぐらいしか活用はできないのかなと思います。

それから３７番ですが、これも先代が●●を広げて私道という形にしたんですが、車を入れやすいように、農地の角を少し埋めて進入路としていたようです。随分前からこのようにしていたようで、今回手続きをしていない事が分かり、現況に合わせて登記をしたいと申請がありました。やむを得ない事だと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号３８、３９号について、２番　秋國委員さんお願いします。

○秋國委員

２番　秋國です。受付番号３８、３９号について報告します。去る７月１１日の午後から、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。申請地ですが、●●●●と●●●●●●に、●●●●があるのですが、その前の●●●●●を●●●●に８００ｍほど入った所に●●●●があります。そこに申請人の自宅がございます。その自宅前の申請地６筆でございます。何年か前にも申請があがった後に取り消されていましたが、今回再度申請をされました。申請地は●●のほとりで、他の農地などへの悪影響はないことなどからやむを得ない事だと思いました。以上で報告を終わります。尚、詳しい内容につ

いては別紙調査書をご覧いただきたいと思います。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして受付番号４０、４１の２件について、９番　仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

９番　仁伍です。受付番号４０、４１号について報告します。同じ譲受人で隣り合った農地であるため、併せて報告させていただきたいと思います。７月１１日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。図面番号４２－４０、４１をご覧ください。場所は●●●●●●●●のあった交差点から、●●●●へ４００ｍほど進んだ交差点を左折し、１００ｍ進んだ所の橋の手前を右折し、●●●●へ４００ｍ進んだ右手にあります。申請地は、現在は雑草が繁茂している状態で、ここ１０年ぐらいは耕作されていません。４０号、４１号の譲渡人は兄弟関係で、どちらも相続により申請地を取得されましたが、農業の経験もなく、耕作する機械もないため困っていたところ、今回の太陽光発電設備の話しがあったため、申請地を譲受人に譲渡すことにしました。譲渡人は耕作することができず、周辺は太陽光発電設備が多く見られる場所で、周辺住民は太陽光発電設備について理解されており、水路なども整備されているため、周辺農地には何ら支障はないため、今回の申請の許可は致し方ないものかと見てきました。尚、詳しくは調査書をご覧ください。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号４２、４３号について、６番　山本委員さんお願いします。

○山本委員

６番　山本です。受付番号４２、４３号について報告します。７月１４日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。はじめに４２号ですが、５月の農振除外でご審議いただいた案件です。図面番号４２－４２をご覧ください。申請地は、●●から●●●●●を●●●●に約２ｋｍ行き、●●●●●を●●●●に約１ｋｍ行った所にある、●●●●●●●●にある田２２０７㎡です。譲渡人の●●●●は、●●に住んでおり、耕作が出来なく、担い手もいたいため、今回の申請に至ったそうです。譲受人の●●●●●は業績も良くなり、従業員も増えてきているため、既存の駐車場では足りず、会社に近く便利な事から取得する事にされたそうです。尚、許可が下りた際には、駐車場と各種機械器具製品置場として使用されるそうです。集団農地の端にあり、他の農地に影響ない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙

調査書のとおりです。以上で４２号の報告を終わります。

続いて、４３号です。図面番号４２－４３をご覧ください。申請地は●●から●●●●●に約１ｋｍ行った所にある、田１２０７㎡です。譲渡人の●●●●は、相続により土地を取得されましたが、高齢のため農業を営むことができず、耕作人も見つからないので、今後土地管理も困難なため、譲受人に譲渡する事になりました。周辺の農地も耕作されておらず、他の農地に影響はない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で、４２、４３号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

ございませんか？よろしいでしょうか？質疑及び意見がないようでございますので質疑、意見を終了し、採決に入ります。議案第４２号　農地法第５条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第４２号　農地法第５条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号３２号、３８号、３９号、４２号については、許可妥当と処理をし、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取する事といたします。次にまいります。

日程第６　議案第４３号　非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いします。

（事務局朗読説明）

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員方から、ご意見、補足説明等があれば、ご発言をお願いしたいのですが、担当委員は私でございますので。

特段な意見はございませんが、事務局から説明がありました農地については、全て林野化しております。全く前も見えないというような所もあります。従いまして、特段な意見は持ち合わせておりません。

皆様方から何か発言がございましたら、ご発言をお願いします。質疑なり、ご意見ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第４３号　非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第４３号　非農地通知の発出につきましては、承認することに決しました。次へまいります。

日程第７　議案第４４号　農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○田中会長

ありがとうございました。事務局からの要点説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので採決に入ります。

議案第４４号　農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第４４号　農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和７年第７回安芸高田市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

午後２時２０分　閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

８番委員

９番委員